

保健衛生審議会（学識経験者等）からの意見聴取の結果

1 実施概要

- (1)意見募集期間：令和7年（2025年）12月12日（金）～令和7年（2025年）12月24日（水）
- (2)意見聴取の方法：熊本市保健衛生審議会委員16名に書面にて依頼、LoGoフォームにて回答
- (3)意見の提出状況：ご意見を提出された方の人数 1名（熊本県栄養士会）  
ご意見の件数（まとめりごと） 1件

※熊本市保健衛生審議会：市民の健康づくり及び公衆衛生の向上に関する総合的な施策の推進を図ることを目的として設置。学識経験者、熊本市医師会等外部委員、公募委員 計16名で構成。

2 提出されたご意見とそれに対する考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方
<p>(P13) 第2章1 (4)「対策実施上の留意事項 ⑥社会福祉施設等における対応」</p> <p>(P54～57) 第3章11 「保健」</p>	<p>高齢者・要配慮者への対応に「栄養リスク」の観点を追加</p> <p>感染症危機においては、高齢者や慢性疾患を有する者、障がい者等の要配慮者が、感染そのものだけでなく、低栄養や生活不活発による健康悪化のリスクを受けやすい。新型コロナウイルス対応においても、フレイルの進行や体重減少等が課題として指摘されており、今後の行動計画においては、保健・福祉分野の取組として「栄養状態の悪化防止」の視点を位置付けることが有効と考える。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設や在宅高齢者における栄養状態の把握</li> <li>・支援時に栄養面への配慮を含めること</li> <li>・専門職（管理栄養士等）との連携</li> </ul> <p>といった観点を、補足的に位置づけていただきたい。</p>	<p>感染症危機において、療養だけでなく、外出自粛や社会活動の制限が長期化することにより生じる心身への影響への対策は、感染対策と同様、重要な課題と認識しています。特に高齢者など配慮が必要な方々の支援にあたっては、栄養面等への配慮や栄養士をはじめとする多職種との連携が必要であると考えます。ご意見を踏まえて、以下の内容を追記いたします。</p> <p>【p59 第3章11「保健（対応期）」(2) ⑤にオを追記】 オ 療養が長期にわたる場合等は、特に高齢者や障がい者などの要配慮者について、低栄養や生活不活発に伴う心身への影響を考慮し、多職種と連携しながら適切に対応します。</p> <p>【p63 第3章13「市民生活及び市民経済の安定の確保(対応期)」(1) ①の内容に下線部分を追記】 新型インフルエンザ等の拡大やまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、<u>関係機関や関係団体等と連携しながら</u>、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者等のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。</p>